

2017年11月

評議員各位

一般社団法人日本看護学教育学会 選挙管理委員会

一般社団法人日本看護学教育学会理事選挙告示

一般社団法人日本看護学教育学会定款第5章第30条、定款施行細則第4章第13～15条に基づき、下記のとおり、理事の選挙を実施します。任期は2年です。投票方法は郵送による投票とします。下記に示す投票期間に、定められた方法で投票してください。選挙の開始は学会ホームページおよび郵送にてお知らせいたします。

理事の選挙

1. 選挙権者および被選挙権者
 - (1) 現評議員が選挙権者および被選挙権者となる。
 - (2) 監事は被選挙権者から除く。
2. 選挙の実施および方法
 - (1) 選挙は投票によって行う。評議員の中から理事定数（12名以内）を選抜する。
 - (2) 投票期間 2018年1月15日（月）～2月9日（金）消印有効
 - (3) 開票 2018年2月19日（月）
 - (4) 通知 2018年2月20日（火）
 - (5) 理事受諾回答締め切り 2018年3月2日（金）正午
 - (6) 理事名簿作成・確定 2018年3月9日（金）
3. 当選人の決定
 - (1) 有効得票数の多い者を順次当選とする。
 - (2) 同得票数の者が複数人であった時は、選挙管理委員会による抽選で当選人を確定する。
 - (3) 当選人が確定したときは、選挙管理委員会は当選人にその旨を通知する。
4. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会（2020年）の終結の時までとする。
5. その他疑義が生じた際は、その都度選挙管理委員会において決定する。

以上